

令和7年度 障害のある人のための職業訓練(障害者委託訓練) ご協力いただける企業・団体を募集【2次募集】

千葉県立障害者テクノスクール

千葉県では、企業・団体を委託先とする障害のある人を対象の職業訓練事業を実施しています。
この訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づいて実施する公共職業訓練です。

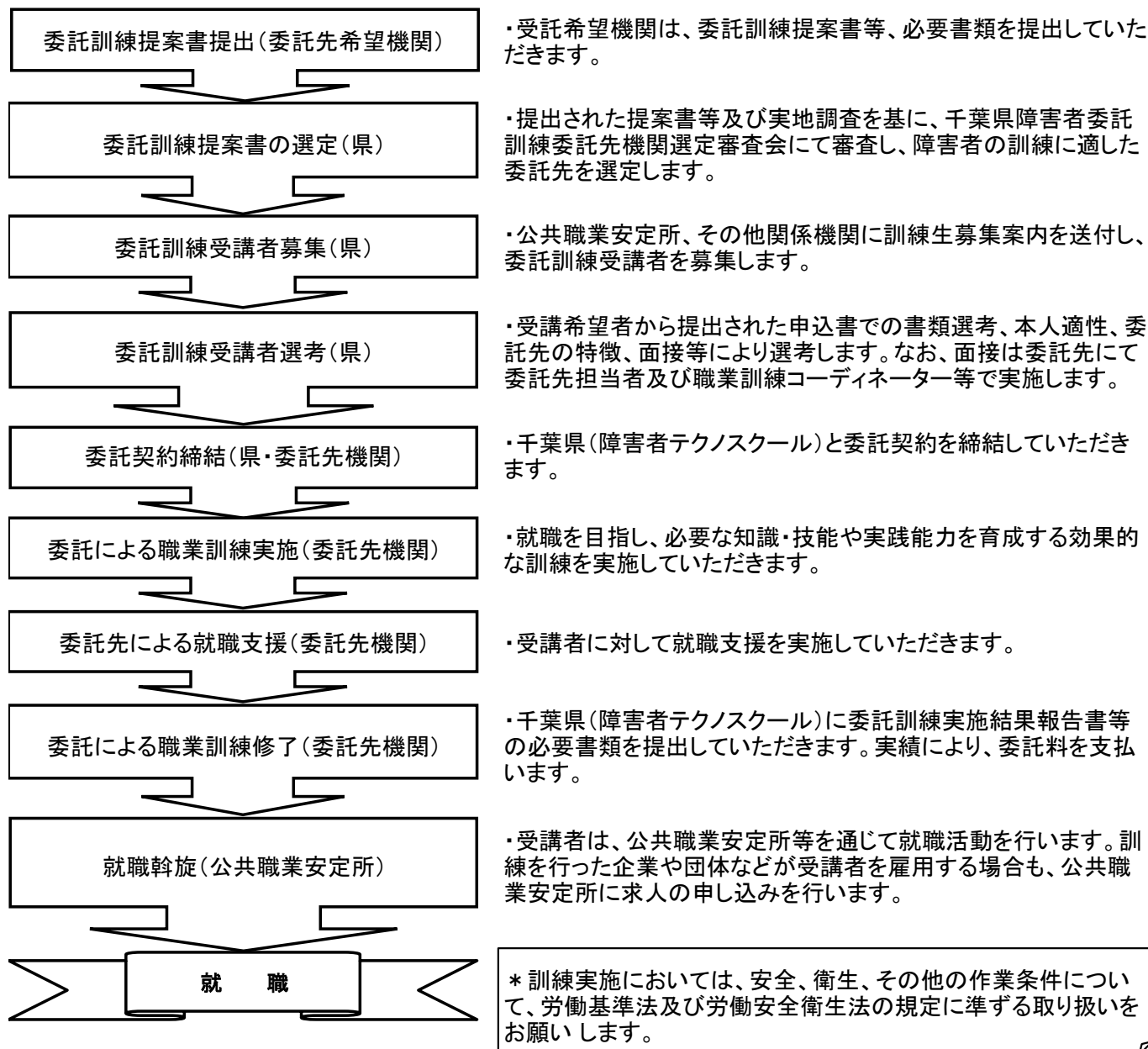
障害者委託訓練とは

障害のある方の就職を促進するため、地域の企業や社会福祉法人・特定非営利活動法人・民間教育訓練機関等に訓練を委託して、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力の育成を図るものです。

募集訓練コース

内容／訓練コース名	企業実践コース	特別支援学校早期訓練コース
訓練対象者	身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・難病などを有する方 (※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者。または公的機関等による判定書や診断書、及び主治医の意見書などにより、障害を有することの証明がある方) ○公共職業安定所に求職登録をしている方 ○原則、公共職業安定所長による受講あっせんを受けられる方 ○職業訓練を受講することにより就労が見込まれる方 ○障害の症状が安定しており、訓練受講に支障のない方	高等学校もしくは特別支援学校高等部3年生で10月1日の時点で就職が内定していない就職希望の方
訓練内容	実際の業務に即した作業実習を行い、実践的な職業能力を習得する。	企業実践コースに準ずる
委託先	企業等の事業所現場	企業実践コースに準ずる
訓練実施時期	令和7年4月7日～令和8年3月6日の期間内で、委託先機関及び受講希望者と協議の上、開始月日を決めて実施する。	令和7年10月1日～令和8年3月6日の期間内で、委託先機関及び受講希望者と協議の上、開始月日を決めて実施する。
訓練期間	1か月～3か月 (原則、1か月設定) 障害特性により、6か月以内でお願いする場合がある。	1か月以内 (原則、2週間設定)
訓練時間	9:00～17:00を標準として任意に設定	
指導形態	個別訓練	
標準訓練時間数	100時間/月	
(最低訓練時間数)	(60時間/月)	
受講者選考方法	書類選考及び面接により受講者を決定する。	
委託料	○委託先機関が原則として中小企業の場合 原則、受講者1人当たり上限105,600円/月(税込) (※社会福祉法人及びNPO法人の場合においては、常用労働者数による) ○委託先機関が中小企業以外の場合 原則、受講者1人当たり上限70,400円/月(税込) (委託訓練修了後、実績により支払う。受講者の中途退所等により減額される場合がある。)	
募集期間	令和7年5月7日(水)から11月28日(金)17:00まで	
応募方法	指定様式に必要事項を記入の上、千葉県立障害者テクノスクールへ提出	
委託先選考方法	書類審査及び実地調査を行い、千葉県障害者委託訓練委託先機関選定審査会において選定	

<委託訓練フロー図>



<委託先機関にお願いする業務>

- 受講者の指導 ○受講者の出席状況、訓練状況、就職状況の把握
- 委託訓練実施結果報告書、出席簿等の書類提出等

◎提案書様式は千葉県立障害者テクノスクールのホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kg-shougaisha/>

◎提案書の提出及びお問い合わせ、ご相談は下記までお願いします。

〒266-0014 千葉県千葉市緑区大金沢町470

千葉県立障害者テクノスクール 相談支援課 委託訓練担当

TEL:043-291-7744 FAX:043-291-7745

e-mail: csg-itaku@pref.chiba.lg.jp